

岩手県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 28 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 27 号

岩手県職員定数条例の一部を改正する条例

岩手県職員定数条例（昭和 27 年岩手県条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																						
<p>(定義)</p> <p>第 1 条 この条例で「職員」とは、知事、議会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、人事委員会、労働委員会及び海区漁業調整委員会の各事務部局、医療局、企業局、県立学校並びに警察に勤務する地方公務員で一般職に属する者並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）をいう。ただし、非常勤の職員及び臨時的に任用された職員を除く。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第 2 条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">定 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>労働委員会の事務部局</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>海区漁業調整委員会の事務部局</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警察</td> <td style="text-align: center;">2,081人</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">警察官</td> <td style="text-align: center;">2,081人</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 [略]</p> <p>第 2 条の 2 警察官の階級別定数は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">[略]</p> <p>警部 <u>187</u> 人</p> <p>警部補 <u>581</u> 人</p> <p>巡査部長 <u>601</u> 人</p> <p>巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中の警察官を含む。） <u>620</u> 人</p> <p>2 [略]</p>	区 分	定 数	[略]		労働委員会の事務部局	[略]	海区漁業調整委員会の事務部局	[略]	[略]		警察	2,081人	警察官	2,081人	[略]		[略]		<p>(定義)</p> <p>第 1 条 この条例で「職員」とは、知事、議会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、人事委員会、労働委員会、<u>収用委員会</u>及び海区漁業調整委員会の各事務部局、医療局、企業局、県立学校並びに警察に勤務する地方公務員で一般職に属する者並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）をいう。ただし、非常勤の職員及び臨時的に任用された職員を除く。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第 2 条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">定 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>労働委員会の事務部局</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td><u>収用委員会の事務部局</u></td> <td style="text-align: center;"><u>3</u>人</td> </tr> <tr> <td>海区漁業調整委員会の事務部局</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警察</td> <td style="text-align: center;">2,101人</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">警察官</td> <td style="text-align: center;">2,101人</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 [略]</p> <p>第 2 条の 2 警察官の階級別定数は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">[略]</p> <p>警部 <u>188</u> 人</p> <p>警部補 <u>587</u> 人</p> <p>巡査部長 <u>608</u> 人</p> <p>巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中の警察官を含む。） <u>626</u> 人</p> <p>2 [略]</p>	区 分	定 数	[略]		労働委員会の事務部局	[略]	<u>収用委員会の事務部局</u>	<u>3</u> 人	海区漁業調整委員会の事務部局	[略]	[略]		警察	2,101人	警察官	2,101人	[略]		[略]	
区 分	定 数																																						
[略]																																							
労働委員会の事務部局	[略]																																						
海区漁業調整委員会の事務部局	[略]																																						
[略]																																							
警察	2,081人																																						
警察官	2,081人																																						
[略]																																							
[略]																																							
区 分	定 数																																						
[略]																																							
労働委員会の事務部局	[略]																																						
<u>収用委員会の事務部局</u>	<u>3</u> 人																																						
海区漁業調整委員会の事務部局	[略]																																						
[略]																																							
警察	2,101人																																						
警察官	2,101人																																						
[略]																																							
[略]																																							
備考 改正部分は、下線の部分である。																																							

附 則

- この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 職員互助会に関する条例（昭和 25 年岩手県条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後

<p>(互助団体の定義)</p> <p>第2条 この条例で、職員互助会（以下「互助会」という。）とは、この条例の定めるところにより、県又は国から給与の支払を受ける者で、次の各号のいずれかに該当する職員（常勤を要しない職員及び臨時的に任用される職員を除く。）をもって組織し、互助共済及び福利増進の事業を行うことを目的とするものをいう。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p><u>(12)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(互助団体の定義)</p> <p>第2条 この条例で、職員互助会（以下「互助会」という。）とは、この条例の定めるところにより、県又は国から給与の支払を受ける者で、次の各号のいずれかに該当する職員（常勤を要しない職員及び臨時的に任用される職員を除く。）をもって組織し、互助共済及び福利増進の事業を行うことを目的とするものをいう。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p><u>(12) 収用委員会の事務部局に勤務する職員</u></p> <p><u>(13)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	